

## 船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、初期消火体制の確保を図ることを目的に、自主防災組織に対し、排水栓、消火栓を活用した初期消火に必要なスタンドパイプ等消火資機材（以下「資機材」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 船橋市自主防災組織補助金交付規則（昭和54年規則第26号）第2条に規定する団体をいう。
- (2) 排水栓 水道管内の水質維持等を目的として行う排水作業のために、水道事業者が設置した水道設備のことをいう。
- (3) 消火栓 消火のために必要な水を供給する水道栓のことをいう。

### (貸与資機材)

第3条 自主防災組織に貸与する資機材は、別表に定めるとおりとする。

### (貸与要件)

第4条 資機材の貸与を受けることができる自主防災組織は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 船橋市自主防災組織補助金交付規則（昭和54年規則第26号）第5条第1項第1号に規定する結成補助金の申請をしていること又は別に定める届出をしていること。
- (2) 当該自主防災組織内（マンション管理組合にあっては、当該マンションの敷地の外周道路）に消火活動に必要な排水栓（水道管の口径が75ミリメートル未満のものを除く。）、消火栓が設置されていること。
- (3) 資機材を保管するための施錠可能な保管場所を確保していること。
- (4) 排水栓、消火栓及び資機材の操作員が5人以上確保できること。
- (5) 年に1回以上、消防職員立合いの下、排水栓、消火栓及び資機材の操作等の訓練を行うこと。

### (申請等)

第5条 資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げ

る必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 資機材の保管場所及び排水栓、消火栓の位置が記載された当該自主防災組織(町会、自治会等)の区域図
- (2) 排水栓、消火栓及び資機材の操作員名簿(5名以上)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(受領等)

第6条 前条第2項の規定による船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与可否決定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、資機材の貸与を受ける際、物品借用書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸与期間)

第7条 資機材の貸与期間は、貸与した日から翌年度の末日までとする。但し、1年ごとにこれを更新することができる。

2 前項但し書きの規定による貸与期間の更新をしようとするときは、資機材の貸与を受けている自主防災組織(以下「借受者」という。)の代表者は、貸与期間の満了日までに船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与期間更新申請書(第4号様式)に、次の各号に掲げる必要書類を添えて市長に申請しなければならない。但し、第1号の書類については資機材の保管場所を変更した場合のみ提出しなければならない。

- (1) 資機材の保管場所及び排水栓、消火栓の位置が記載された当該自主防災組織(町会、自治会等)の区域図
- (2) 排水栓、消火栓及び資機材の操作員名簿(5名以上記載されたもの)

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸与期間更新の可否を決定し、その旨を船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与期間更新可否決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。

(費用の負担)

第8条 資機材の貸与は、無償とする。

2 資機材の保管に係る費用は、借受者の負担とする。

(転貸の禁止)

第9条 借受者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理等)

第10条 借受者は、善良なる注意を払って、これを適切に管理しなければならない。

2 借受者の代表者は、これを紛失し、又は破損した場合は、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

(使用)

第11条 排水栓、消火栓及び資機材の使用に当たっては、別に定める「排水栓・消火栓を使用した初期消火マニュアル」を遵守しなければならない。

(貸与期間中の責任)

第12条 借受者は、貸与期間中に生じた事故についてその責任を負わなければならない。ただし、故意又は重大な過失がある場合を除き、火災の消火協力時又は市の主催若しくは市と自主防災組織との共催による防災訓練時に生じた事故については、この限りでない。

(貸与の取消し)

第13条 市長は、借受者が貸与期間中に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借受者に対して第5条第2項の規定による資機材の貸与の決定若しくは第7条第3項の規定による資機材の貸与期間更新の決定を取り消し、返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する貸与要件を満たさなくなったとき。
- (2) 貸与を受けた資機材を故意に毀損したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 自主防災組織としての活動及び運営ができなくなったとき。
- (5) その他市長が貸与を不相当と認めるとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 資機材の名称  | 数量 | 備考                       |
|---------|----|--------------------------|
| スタンドパイプ | 1  | 口径 メス65ミリメートル オス65ミリメートル |
| 媒介金具    | 1  | 口径 メス65ミリメートル オス40ミリメートル |
| 消火用ホース  | 4  | 口径40ミリメートル 長さ20メートル      |
| 管そう     | 1  | 可変噴霧ノズル付き 口径40ミリメートル     |
| 消火栓鍵    | 1  | 新旧の排水栓、消火栓の蓋が開閉可能        |
| 台車      | 1  | 上記資機材を搬送する台車 保護カバー付き     |

第1号様式（第5条関係）

船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 自主防災組織名

(代表者) 職・氏名

住所

連絡先

次のとおり、資機材の貸与について申請します。

記

1 貸与を受けようとする資機材

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) スタンドパイプ   | 1 基 |
| (2) 媒介金具      | 1 個 |
| (3) 消火用ホース    | 4 本 |
| (4) 管そう       | 1 本 |
| (5) 消火栓鍵      | 1 本 |
| (6) 台車（カバー付き） | 1 台 |

2 保管場所

3 添付書類

- ・町会、自治会等区域図（資機材保管場所、排水栓、消火栓の位置が記載されていること。）
- ・排水栓、消火栓及び資機材の操作員名簿（5名以上記載されていること。）

船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与可否決定通知書

自主防災組織名

代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった資機材の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり資機材を貸与します。

(1) 貸与資機材

- ①スタンドパイプ1基、②媒介金具1個、③消火用ホース4本、④管そう1本、  
⑤消火栓鍵1本、⑥台車（カバー付き）1台

(2) 貸与期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

但し、貸与期間の更新申請を行うことにより、1年ごとに更新することができます。

(3) 留意事項

- ① 年に1回以上、消防職員立合いの下、排水栓、消火栓及び資機材の操作等の訓練を行うこと。  
② 貸与資機材は、申請のあった保管場所（要施設）にて適切に管理すること。  
③ 船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与要綱に違反したときは、返還を命じることがあります。

2 次の理由により、資機材を貸与しません。

（理由）

第3号様式（第6条関係）

物品借用書

年 月 日

船橋市長 あて

借受者 自主防災組織名  
(代表者) 職・氏名  
住所  
連絡先

下記のとおり物品を借用しました。

記

| 品目・名称                   | 数量  | 使用目的        | 借受期間                 | 借受料 |
|-------------------------|---|-------------|----------------------|-----|
| スタンドパイプ等消火資機材<br>(NO. ) | 1セット                                      | 災害時における初期消火 | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで | 無料  |
| (内訳) スタンドパイプ            | 1基  |             |                      |     |
| 媒介金具                    | 1個  |             |                      |     |
| 消火用ホース                  | 4本  |             |                      |     |
| 管そう                     | 1本  |             |                      |     |
| 消火栓鍵                    | 1本  |             |                      |     |
| 台車                      | 1台  |             |                      |     |
|                         |   |             |                      |     |
| 借受条件                    | 船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与要綱の規定を十分に理解し、これを遵守すること。 |             |                      |     |

第4号様式（第7条関係）

船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与期間更新申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 自主防災組織名  
(代表者) 職・氏名  
住所  
連絡先

次のとおり、資機材の貸与期間の更新について申請します。

記

1 貸与期間

(1) 更新前 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 更新後 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 貸与を受けている資機材 (NO. )

①スタンドパイプ1基、②媒介金具1個、③消火用ホース4本、④管そう1本、  
⑤消火栓鍵1本、⑥台車(カバー付き)1台

3 資機材の保管場所

(※資機材の保管場所の変更の有無について該当する番号を「○」で囲んでください。)

1. 変更なし 2. 変更あり (※下記に変更後の保管場所を記載してください)

(変更後の保管場所: )

4 排水栓、消火栓及び資機材の操作等の訓練実績 ( 年度)

(1) 訓練実施日 年 月 日 (午前・午後)

(2) 訓練指導部署 消防局 \_\_\_\_\_ 署

(3) 次年度の訓練予定時期 年 月頃

5 添付書類

(1) 町会、自治会等区域図 (資機材保管場所、排水栓、消火栓の位置が記載されていること。)

(2) 排水栓、消火栓及び資機材の操作員名簿 (5名以上記載されていること。)

※(1)については、資機材の保管場所の変更がない場合は提出不要です。



船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与期間更新可否決定通知書

自主防災組織名

代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった資機材の貸与期間の更新について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり資機材の貸与期間を更新します。

(1) 更新後の貸与期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

但し、貸与期間の更新申請を再度行うことにより、更に1年更新することができます。

① 貸与資機材

① スタンドパイプ1基、②媒介金具1個、③消火用ホース4本、④管そう1本、  
⑤消火栓鍵1本、⑥台車（カバー付き）1台

(3) 留意事項

- ① 年に1回以上、消防職員立合いの下、排水栓、消火栓及び資機材の操作等の訓練を行うこと。
- ② 貸与資機材は、申請のあった保管場所（要施設）にて適切に管理すること。
- ③ 船橋市スタンドパイプ等消火資機材貸与要綱に違反したときは、返還を命じることがあります。

2 次の理由により、資機材の貸与期間を更新しません。

(理由)